

令和7年度集団指導 (訪問系サービス)

徳島県保健福祉部 障がい福祉課
事業者指導担当

人員・運営基準に関する留意事項

訪問系サービスの提供責任者・従業者の資格要件（令和7年4月以降）

サービス種類	サービス提供責任者	従業者
居宅介護	①介護福祉士、看護師、准看護師 ②実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者 ③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者	①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者 ②居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者 ③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）2級課程修了者 ④障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者 ※④に該当する従業者がサービス提供を行った場合、10%又は30%減算
重度訪問介護	①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者 ②①に該当する従業者を確保できない、特にやむを得ない事情があると認められる場合、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任	①居宅介護の従業者の要件を満たす者 ②重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）修了者（※特に重度の障害者に対する支援加算を算定する場合、追加課程・統合課程の修了者のみ）
同行援護	次の①及び②、③、又は④及び⑤のいずれかに該当する者 ①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者又は居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者であって3年以上介護等の業務に従事した経験を有するもの ②同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）及び応用課程（又は視覚障害者移動支援従事者資質向上研修）の修了者 ③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者 ※R7年4月追加 ④同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者 ⑤同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）	次の①から③のいずれかに該当する者 ①同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）の修了者 ②居宅介護の従業者の要件を満たす者であって、かつ視覚障がいや身体障がい等の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの（※障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者がサービス提供を行った場合、10%又は80%減算） ③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者 ※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に盲ろう者向け通訳・介助員であった者で、令和6年3月31日において同行援護従業者であったものは、引き続き同行援護を提供することができる。
行動援護	行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に3年以上従事した経験を有するもの ※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たしていた者で、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に5年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。	行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの ※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に居宅介護の従業者の要件を満たしていた者で、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に2年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。

令和6年度報酬改定で創設された減算項目

■虐待防止措置未実施減算・身体拘束廃止未実施減算

- ・虐待防止措置・身体拘束適正化措置がなされていない場合に適用(所定単位数の1%)
- ・①担当者の配置、②全従業員に対する研修の定期的な実施(年1回以上)、③虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の定期的な開催(年1回以上)

■業務継続計画未策定減算

- ・業務継続計画(BCP)が策定されていない場合に適用(所定単位数の1%)
- ・①自然災害に対応するもの、②感染症等のまん延に対応するものの2種類とも必要
- ・令和7年4月1日以降、訪問系事業所も減算対象⇒2種類のBCPを必ず作成してください

■情報公表未報告減算

- ・ワムネット内の「障害福祉サービス等情報公表システム」で未報告となっている場合に適用(所定単位数の5%)
- ・毎年度の報告についてはメールで案内予定
- ・令和7年度より、報告事項に「経営情報」が追加
- ⇒毎会計年度終了後、3ヶ月以内に報告が必要。未報告の場合は、報告期限翌月から減算の対象となる。

運営指導における主な指摘事項

居宅介護等計画、契約書、重要事項説明書

■居宅介護等計画書

- ・ サービス毎に具体的内容、所要時間を記載すること。
- ・ 外出を伴う支援について、主な目的地や外出時移動手段等を記載すること。

■契約書・重要事項説明書

- ・ 利用契約書及び重要事項説明書の内容が実態に即していない内容であるため、適正な内容に修正し、利用者の同意を得ること。
- ・ 利用契約書について、利用者への内容の説明を行い同意を得た日付と同意を得たことが分かる記録(署名、押印等)を残すこと。
- ・ 利用契約書等への本人確認を家族等による代理署名等により行っている利用者については、代理人の署名等を得ること。

サービス提供記録、介護給付費の請求・通知

■サービス提供記録

- ・身体介護、家事援助等、サービス種別ごとに具体的な内容を記載すること(入浴、調理等)
- ・外出を伴うサービス(行動援護、通院介助等)に係るサービス提供記録は、「出発時間」、「目的地への到着時間」、「帰着時間」等を記載し、実際のサービス提供時間が分かる記録とすること。
- ・サービスの提供を行った際には、サービス提供の都度、利用者の確認を受けること。

■介護給付費の請求、法定代理受領通知

- ・法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合、利用者に対し介護給付費の額を通知すること(利用者から自己負担を受領していない場合も同様)

利用者の受給資格の確認、相談支援事業所との連携

■受給資格の確認

- ・ サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量等を利用者の受給者証に記載し、受給者証の写しを保管しておくこと
- ・ 有効な受給者証の写しにより、有効期間、支給量等を必ず確認すること

■相談支援事業所との連携

- ・ サービスの提供に当たっては、相談支援事業所と密接に連携し、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画を定期的に確認し、居宅介護等計画に反映すること
- ・ 居宅介護等計画を相談支援事業所に交付すること

虐待を防止するための措置

■虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）

- ・事業所において虐待防止委員会を定期的に(少なくとも年1回)開催するとともに、議事録等の記録を作成し、従業員に周知すること
- ・法人内の他の事業所と合同で開催することや、定期ミーティングや身体拘束適正化委員会等、他の会議と兼ねて開催することも可能

■虐待の防止のための研修の定期的な実施

- ・従業員全員に対し、障がい者虐待を防止するための研修を定期的に(少なくとも年1回)実施すること

■参考資料（厚生労働省HP）

- ・障害者虐待防止法に関する通知・手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

初回加算、特定事業所加算

■初回加算

- ・新規に居宅介護計画等を作成した利用者(過去2ヶ月間において利用がなかった者を含む)に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回サービスの属する月中にサービス提供又は従業者に同行した場合に算定できる。
 - ・加算の算定にあたっては、サービス提供責任者がサービスを提供した旨、または、同行訪問した旨を記録に残す必要がある。
- ※サービス提供責任者が、利用者宅に訪問したことが分かる記録が確認できないケースが見受けられましたので、必ず記録残すようにしてください。

■特定事業所加算

- ・特定事業所加算の各要件を満たしているかどうか、毎月自己点検を実施すること。
- ※加算体制を届出した事業所であっても、体制が継続して満たされていない場合は加算を算定できません。